

# 医協ニュース

第9号

## ■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内
- ☐ 人事労務管理サポート事業のご案内
- ☐ 全医協連第37回通常総会のご報告
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 医協セミナーのご報告（第21回～第23回）
- ☐ 労働基準法の一部改正についての対応、留意点

## 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。

和書・洋書あらゆる書籍が **組合員価格** さらに **送料完全無料**

和書・洋書のあらゆる書籍が組合員価格で購入いただけます。  
さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

### ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書360万件の膨大な情報にアクセス可能。  
最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。  
また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。  
ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます。(専用注文用紙)

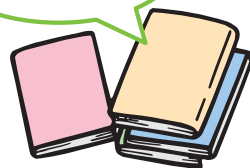
### 宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめて、ご請求いたします。

### お申込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ④ ID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。

組合員価格  
送料無料



## 人事労務管理サポート事業のご案内

本組合では、人事・労務・就業規則等をテーマに医業経営セミナーを実施して参りましたが、今般、新たに「人事労務管理サポート事業」を開始いたしました。

組合員の皆様の経営サポートを目的とし、特に、人事・労務面でのトラブル防止のために、法的知識を再点検し、正しく理解して経営の安定化に向けた支援を行います。

### 相談窓口

医師協同組合に、相談窓口を設置します。

お申込みは、FAX (022-722-8242) 又はE-mail ([ikvo@mivagi.med.or.jp](mailto:ikvo@mivagi.med.or.jp)) で常時お受けいたします。

回答は、社会保険労務士に確認のうえ、原則、書面でお返しいたします。微妙なニュアンス等で聞き取りが必要な場合には、社会保険労務士より直接ご連絡をさせていただきます。

### 相談料金

初期の相談につきましては、原則無料です。

ただし、就業規則・各種規程の策定依頼等個別・具体的な案件については、社会保険労務士事務所との直接取引とさせていただきます。

## 全医協連第37回通常総会のご報告

去る平成21年11月1日(日)午前9時30分よりロイヤルパークホテル(東京都)において、全国医師協同組合連合会第37回通常総会が開催され、本組合より伊東理事長・嘉数副理事長・高橋専務理事が出席しました。

- 【議案】
- 第1号議案 平成20年度事業報告書並びに決算書類等の承認を求める件
  - 第2号議案 平成21年度事業計画案並びに収支予算案の承認を求める件
  - 第3号議案 平成21年度賦課金決定の件
  - 第4号議案 平成21年度借入金最高限度額決定の件
  - 第5号議案 平成21年度役員報酬決定の件
  - 第6号議案 役員任期満了に伴う選任の件

※伊東理事長が理事として選任されました。



表彰式(右から1番目が伊東理事長)

### 福祉部門4年連続受賞

総会の席上、宮城県医師協同組合は損害保険代理店事業の実績により、福祉部門で4年連続で表彰されました。

## 活動報告(各種会議)

### 1. 全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成21年度福祉担当職員研修会 [平成21年6月27日(土)~28日(日)/沖縄県・ロワジュールホテル那覇]
- (2) 平成20年度第5回購買部調査研究会 [平成21年8月2日(土)/東京都・全医協連会館]
- (3) 平成20年度第3回購買部部会 [平成21年8月3日(日)/東京都・全医協連会館]
- (4) 平成21年度第1回購買部調査研究会 [平成21年11月21日(日)/東京都・全医協連会館]

### 2. 東北北海道医師協同組合協議会関係

- (1) 平成21年度事務研究会 [平成21年8月30日(日)/北海道・メルキュールホテル札幌]

## 医協セミナー(第21回)のご報告

### ●第21回 (ここが違う! クリニックの人事・労務・接遇)

去る平成21年6月18日(木)午後6時30分より「第21回医業経営セミナー」(主催:宮城県医師協同組合、共催:宮城県医師会)を宮城県医師会館にて開催しました。

「ここが違う! クリニック人事・労務・接遇~クリニックにおける標準的な手法を学ぼう~」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、社会保険労務士の豊嶋正孝氏、(有)エファの菊地理恵氏を招いて開催しました。

当日は18名の皆様にご参加いただき、就業規則の落とし穴、クリニックにおけるコミュニケーション力アップの方法等について、大変分かりやすい講演内容でした。



## 医協セミナー(第22回)のご報告

### ●第22回 (ここが違う! クリニックの税務・会計・保険)

去る平成21年7月14日(木)午後6時30分より「第22回医業経営セミナー」(主催:宮城県医師協同組合、共催:宮城県医師会)を宮城県医師会館にて開催しました。

「ここが違う! クリニック税務・会計・保険~クリニックにおける標準的な手法を学ぼう~」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、公認会計士の石沢裕一氏、(株)リスクマネジメントラボラトリーの三浦一氏を招いて開催しました。

当日は12名の皆様にご参加いただき、税務処理の落とし穴や効率的な費用の計上方法、保険コストを削減する方法等について、具体的な事例を交えながらご講演いただきました。



## 医協セミナー(第23回)のご報告

### ●第23回 (医業における確定申告のポイント!)

去る平成21年10月22日(木)午後6時30分より「第23回医業経営セミナー」(主催:宮城県医師協同組合、共催:宮城県医師会)を宮城県医師会館にて開催しました。

「医業における確定申告のポイント!~12月末まで間に合う決算対策を教えます~」と題し、個人で開業の医療機関の院長および事務長の皆様を対象に、公認会計士の石沢裕一氏を招いて開催しました。

当日は18名の皆様にご参加いただき、医業特有の税務処理方法、最近の税務調査の動向等について、具体的な事例を交えながらご講演いただきました。





## 労働基準法の一部改正についての対応、留意点

平成20年12月12日公布された改正労働基準法が平成22年4月1日より施行されます。今回の改正点は①時間外労働の割増賃金の割増率の引き上げ②年次有給休暇の一時間単位の付与の許容が主なものです。

### Q1 割増賃金の支払義務がある時間外労働・休日労働は、どうなる？

割増賃金の支払義務が生じるのは、次の労働時間、休日の原則を超える労働をさせた場合及び深夜時間帯に労働させた場合です。

- 1日8時間、1週40時間という労働時間制の一般原則とその変形制（変形労働時間制）
- 労基法第40条の労働時間の特例（職員10人未満の医院等は1週44時間）
- 毎週少なくとも1回の休日（又は4週4日の休日）
- 深夜（午後10時～翌午前5時まで）時間帯の労働

割増賃金率は、時間外労働が2割5分以上（\*）、休日労働が3割5分以上とされています。

前記（\*）の時間外労働の割増率2割5分以上の原則に対しては、平成22年4月1日より、1か月60時間を超える時間外労働について、5割以上の割増率で計算した割増賃金の支払が必要となります。この措置は、時間外労働を対象としたものであることから、休日労働には適用がなく、また当分の間（3～4年か？）、中小企業には適用されません。適用が猶予される中小企業の範囲は、①資本金が「小売業、サービス業では5000万円以下、卸売業1億円以下、その他3億円以下」又は、②労働者数が「小売業50人以下、サービス業100人以下、卸売業100人以下、その他300人以下」のいずれかに該当する企業（事業場単位ではなく、企業単位に判断します）です。したがって、医院、クリニック等では当分の間適用されません。深夜（午後10時～翌午前5時まで）時間帯の労働には、さらに2割5分以上の割増賃金の支払いが必要です。したがって、時間外労働が深夜に及んだ場合には、5割以上（時間外2割5分+深夜2割5分）の（\*ただし、1か月60時間越えの時間外労働の部分が深夜と重なっている場合には、7割5分以上（時間外5割+深夜2割5分）、また、休日労働が深夜に及んだ場合には、6割以上（休日労働3割5分+深夜2割5分）の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。

### Q2 「特別条項」付き36協定を結ぶときには、必ず、月45時間越えの時間外労働について割増賃金率を定めることが必要になるのですか？

職員に時間外労働をさせる場合は「時間外労働、休日労働に関する協定書（36協定）」の届け出が必要です。この届け出をしないで時間外労働をさせることは違法となります。尚、この届け出は職員が10人未満でも必要です。また、時間外労働は、労使が「時間外労働、休日労働に関する協定（36協定）」を結んで実施する場合であっても、「時間外労働の限度基準告示」が限度基準として示す1か月45時間等を超えて行うことはできないのですが、特別の事情（臨時的なもの）がある場合に限るという条件で、1か月45時間越えの36協定が認められています。これが、「特別条項」付き36協定といわれるものです。今回の改定労基法によって、1か月45時間等を超えて時間外労働を行う必要がある事業場において、「特別条項」付き36協定を締結するに当たっては、「月45時間等を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること」とされ、その場合の割増賃金率は、25%を超える率とするように努めることとされました。25%を超える率にするように努めるとは、「努力義務」の規定ですから、対応できない場合は従うまでの義務はありません。

### Q3 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになると聞きましたが、どのような条件を整えることが必要でしょうか？

今回の改正労基法によって、1年間に5日分（但し、労使協定の範囲内）まで、年次有給休暇の時間単位取得が認められることになりました。ただし、時間単位取得制度を導入するかどうかは使用者の選択にかかっています。時間単位取得の制度を事業場に導入するためには、労働者の過半数代表者との間で、「対象労働者」、「年間5日以内の何日を時間単位取得の対象に組み入れるのか」等について、書面協定を結ばなければなりません。協定事項である「対象労働者」に制限はありませんから、比例付与のパートタイム労働者も対象にすることができます。年次有給休暇を、日単位で取得するか、時間単位で取得するかは労働者が選択することになります。

一部の医院、クリニックでは、すでに1時間単位（一部では30分単位などもある）の有給休暇制度を実施しているところもみうけられますが、平成22年3月までは違法です。平成22年4月1日より適法になりますが、（30分単位等、1時間未満は認められません。）きちんと法律にのっとった手続（労使協定の締結、就業規則の変更等）を経て、実施されることをお勧めします。

豊嶋社会保険労務士事務所（宮城県医師協同組合顧問契約先） 豊嶋 正孝

## お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5（宮城県医師会館内3階）  
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp